

司法試験

令和5年司法試験 採点実感分析会
採点実感レジュメ1冊目(憲法・行政法)
【矢島純一LEC専任講師】

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001221 249346

LU24934

採点実感（令和5年度司法試験）分析会

*はじめに

今回は令和5年度司法試験の論文試験の採点実感を題材にして、試験考査委員が受験生に求めていることを理解して将来の試験対策に役立つ講義をしてきます。採点実感は、試験考査委員が将来の受験生に向けたメッセージというコンセプトで公表しているものなので、採点実感に記載されたことを可能な限りで理解しておく、試験考査委員に評価される答案を作成しやすくなります。

なお、令和5年度司法試験の論文試験を題材にして私が作成した**答案例**を用いて試験考査委員に評価される答案作成のコツを修得するための講義は、令和6年4月25日に開講する「**矢島の最新過去問&ヤマ当て講座**」で実施します。同講座は通学クラスと通信クラスがあります。

*使用教材

- 1 **採点実感**に私が下線を付したり「注」書を付したりしたもの（本冊子）。
採点実感に付した下線のうち、受験生が積極的に取り入れるべきところは実線で、反面教師にすべき点は点線で装飾しています。
- 2 **問題文**に私が下線を付したりメモを記載したりしたもの（別冊子）。

注：各教材とも、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の順番で情報を掲載しています。

2024年（令和6年）4月21日

LEC専任講師 矢島 純一

令和5年度 司法試験 出題趣旨

1. 本問は、架空の「新遺族年金法案骨子」（新制度案）を素材に、**社会保障立法の憲法第25条、第14条第1項適合性を、訴訟をも念頭に置いて検討**することを求めるものである。

設問1に対しては、**A省の任期付公務員（法曹資格者）であるXの立場から、新制度案の憲法適合性について、判例だけでなく学説をも踏まえて批判的に論じる必要**がある。つまり、Xとしては、**生存権を具体化する立法について広い立法裁量を認める判例の立場よりも立法裁量を狭め、より厳密な違憲審査をもたらすような主張**をすることが期待されている。ただし、**必ずしも「憲法違反である」という結論に至らなければならないわけではない**。

他方、設問2では、**設問1で述べられた新制度案に対する批判的な見解について、自己の立場からその適否を論じる**ことが求められている。**設問1で述べられた見解とは異なり、社会保障立法の制定、社会保障立法上の区別について広い立法裁量を認める立場から論じてもよいが、その場合でも設問1で述べられた見解に対して十分な批判を加えた上で自説を論じることが必要**である。

本問は**社会保障制度についての知識を問うものではなく、甲とXとの会話文（以下「会話文」という。）の中で架空の新制度案の概要が説明され、また、関連する立法事実についても示されている。さらに、新制度案において憲法適合性を検討すべき部分も会話文の中で具体的に挙げられている。それゆえ、会話文と「新遺族年金法案骨子」から適切に必要な事実や情報、論点を見だし、生存権に関する判例・学説の理解を基に考察を加えることができるのかどうか**が問われている。

会話文の中でXが指摘しているように、**新制度案において憲法適合性を検討すべき部分**としては、

- ① **死亡した被保険者によって生計を維持してきた配偶者が一定の年齢以上でなければ「遺族」として新遺族年金を受給できない**とされていること、
 - ② **新遺族年金の受給資格が認められる年齢について夫と妻との間で大きな開きがあること、**
 - ③ **現行の制度の下で遺族年金の給付を受けている者が、新遺族年金の受給資格要件を満たしていない場合、受給資格を喪失する**としていること、
- が挙げられる。

2. まず、新制度案が、死亡した被保険者の配偶者に対して遺族年金の受給に年齢要件を課していることについては、配偶者の生存権を侵害し、憲法第25条に違反しないかが問題となる。

しかし、最高裁判所は、堀木訴訟判決（最大判昭和57年7月7日民集36巻7号1235頁）において、「憲法25条の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるをえないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄であるといわなければならない」として、生存権具体化立法について非常に広い立法裁量を認めている。

それに対して、Xの立場から、配偶者の年齢要件の憲法第25条適合性についてより立ち入った違憲審査を導こうとするのであれば、遺族年金は文字どおり「健康で文化的な最低限度の生活」を営む権利を実現するためのものであって、生存権の中核的な部分と関わる、といった説明が必要であろう。

さらに、配偶者の年齢要件は一定の年齢に達した者と達していない者との間で年齢により差別をするものであって、憲法第14条第1項に違反すると論じることも考えられる。

確かに、堀木訴訟判決も、「憲法25条の規定の要請にこたえて制定された法令において、受給者の範囲、支給要件、支給金額等につきなんら合理的理由のない不当な差別的取扱をした……ときは、別に……憲法14条……違反の問題を生じうることは否定しえない」、としているところである。しかし、堀木訴訟判決や同判決に依拠した学生無年金訴訟判決（最判平成19年9月28日民集61巻6号2345頁）からして、生存権を実現するための法律における区別が憲法第14条第1項違反として争われる場合にも広い立法裁量を認めるのが最高裁判所の立場である。果たして生存権具体化立法における区別が年齢差別であることを理由に、合理的な区別と言えるか否かについて裁判所による厳密な検討が必要であると説得的に主張できるかどうかが、問題となる。

3. それに対して、新制度案で、被保険者の妻が40歳以上であれば遺族年金を受給できるのに対して、夫は55歳以上でなければ遺族年金を受給できないとされているのは、性別による不合理な差別であり憲法第14条第1項に違反するのではないか、という点も問題となる。

もともと、最高裁判所は、地方公務員災害補償法が死亡した職員の夫について一定の年齢に達していることを遺族補償年金受給の要件としていることが、憲法第14条第1項に違反しないとしている（最判平成29年3月21日判時2341号65頁）。ただし、そこでは、妻以外の遺族と妻との区別の問題として扱っており、性別による区別の問題として捉えられてはいなかった。

そこで、本問の新制度案のように性別による区別として理解される場合、社会保障立法上の区別についての広い立法裁量を認める立場が妥当するかどうか検討する必要がある。

Xとしては、憲法第14条第1項後段は歴史的な経験を踏まえて不当な差別事由を掲げたものであるので、性別といった憲法第14条第1項後段列举事由による区別がなされている場合には、厳格な違憲審査基準あるいは厳格な合理性の基準による違憲審査がなされるべきであるなどと主張することが考えられる。あるいは、「健康で文化的な最低限度の生活」に関わるものである遺族年金受給について、性別という憲法第14条第1項後段列举事由によって区別をするものであることを理由に違憲審査の厳格度を高める主張をすることもあり得る。

もともと、不当な性差別として念頭に置かれてきたのは女性を不利に扱う女性差別であったのに対して、新制度案は男性を女性に比較して不利に扱うものであるという点をどう考えるかが問題となる。

会話文では、男女の就労状況、収入の実情に大きな格差があることがデータによって裏付けられており、新制度案における夫と妻の年齢要件の相違はそうした格差を踏まえてのものであるとされている。そこで、こうした女性の優遇が実質的平等実現のための区別であり、厳密な違憲審査がなされる「性差別」には当たらないと解すべきなのか、あるいは、実質的平等を実現するという名目での女性優遇が、男女の役割についてのステレオ・タイプの発想に基づくものであり、現状を固定化させてしまうものであると批判的に捉えるべきなのか、どちらの立場をとるのが問われることになる。

4. これまで遺族年金の受給権が認められてきた者に対して、新遺族年金の受給資格要件を遡及的に適用し、受給資格要件を満たさない場合には受給資格を喪失させることは、憲法第25条に違反しないのかも問題となろう。

これについては、Xとしては、生存権を具体化する法律が制定された後に、当該法律を改廃して法律上の受給権をなくしたり、縮減したりする場合には、法律を制定して受給権を生み出す場合よりも立法裁量が狭まり、合理的な理由が求められるという、いわゆる「制度後退禁止原則」に依拠することが考えられる。この場合には、法律によって抽象的な権利である生存権が具体的な権利とされているからであるとか、生存権の自由権的な側面の侵害に当たるからであるとか、制度後退禁止原則が認められる理由が論じられていなければならない。

他方、最高裁判所が、生活保護基準における老齢加算廃止について、厚生労働大臣は「被保護者の……期待的利益についても可及的に配慮するため、その廃止の具体的な方法等について、激変緩和措置の要否などを含め、……専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権を有しているものというべきである」、としていることも参考になろう（最判平成24年2月28日民集66巻3号1240頁）。つまり、この判示を参考にして、国会には新遺族年金制度の創設について立法裁量が認められるが、これまで遺族年金を受給してきた者の期待的利益を考慮に入れてその裁量を行使しなければならず、裁判所は、国会が新遺族年金制度の創設に当たりそうした期待的利益に適切な考慮を払ったか審査すべきである、と論じることも考えられる。

さらに、新遺族年金の受給資格要件を満たさない遺族年金受給者の受給資格を喪失させることが憲法第25条に違反しないとしても、せめて受給資格喪失者に対して経過措置をとるべきでないか、また、従前の年金の受給を認める期間が5年間でよいのか、3年目から受給額を半減させることは不当でないか、問題となろう。

また、上記老齢加算廃止についての判決が「老齢加算の廃止を内容とする保護基準の改定は、……老齢加算の廃止に際し激変緩和等の措置を採るか否かについての方針及びこれを採る場合において現に選択した措置が相当であるとした同大臣の判断に、被保護者の期待的利益や生活への影響等の観点からみて裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められる場合に、生活保護法3条、8条2項の規定に違反し、違法となるものというべきである」、としていることも参考になろう。

令和5年度 司法試験 採点実感

1 全体について

- (1) 多くの答案が、新制度案において憲法適合性を検討すべき部分として、**会話文の中でXが指摘**している①死亡した被保険者によって生計を維持してきた配偶者が一定の年齢以上でなければ「遺族」として新遺族年金を受給できないとされていること、②新遺族年金の受給資格が認められる年齢について夫と妻との間で大きな開きがあること、③現行の制度の下で遺族年金の給付を受けている者が、新遺族年金の受給資格要件を満たしていない場合、受給資格を喪失するとしていることを**検討**できていた。

もっとも、これら三つの論点について**形式的に取り上げたからといって高く評価される訳ではなく、それぞれの論点に関する判例・学説を踏まえた十分な検討が要求されるし、三つの論点のうちいずれかの検討を行わなかった場合には、十分な評価は行い難い。**

また、**時間配分の誤り**からか、**設問2における自己の立場からの検討の論述が不十分な**ものが目立った。

- (2) **設問1はXとしてどのような意見をまとめるべきかを尋ねているが、会話文の末尾で「批判的な見地から意見をまとめてください」とされていることからして、新制度案の憲法適合性について批判的に論じる必要があるが、一部に、そうした問いの趣旨が理解できず、設問1について、生存権具体化立法に対する広い立法裁量を認める立場から憲法上問題はないと論じておき、設問2においてより批判的な見地から設問1の主張の適否を論じる答案**があった。
- (3) **設問1では「判例や学説を踏まえて」どのような意見をまとめるかが問われているが、設問1についてだけでなく、設問2の論述も含めて、判例についての言及がない答案、特に判例の立場を意識することなく、学説にのみ依拠して解答している答案が多数であった。また、判例名を挙げていても、その内容を論述にいかせていない答案**が散見された。
- (4) 答案の中で「生存権」、「平等原則」などの憲法における重要な概念を用いるときには、**いきなりそれに対応する違憲審査基準を示すのではなく、かかる概念の憲法上の意義（歴史的意義、憲法体系上の位置付け、権利としての特質等）について簡潔に論述し、それとの関係で設問に応じた違憲審査基準論や個々具体的な解釈論を展開することが望ましい。**
- (5) **違憲審査基準についての判例・学説の理解が薄いためか、判例法理とかけ離れた極端な基準を定立する、なぜその違憲審査基準を設定するのか理由付けが適切になされていない、設定した基準と当てはめとの間に乖離がある、事例を踏まえることなく非常に不十分な理由付けで安易に判断を示すなどといった答案**が一定数見られた。

- (6) 合憲・違憲、いずれの結論をとるにせよ、本問で問題となる遺族年金が、生存権の中核部分に関連する性格を持つことを意識して論じる必要があったが、意識できている答案は少なかった。
- (7) 生存権を具体化する立法について認められる立法裁量について、「国の裁量」、「行政裁量」、「大臣の裁量」などとしている答案が一定数あった。立法裁量と行政裁量との区別は明確にすべきである。

2 憲法第25条について

- (1) 遺族年金制度を憲法による生存権保障との関係でどのように位置付けるか、具体的には、文字どおり「健康で文化的な最低限度の生活」を営めるようにするための施策であるのか、それとも「より健康でより文化的な生活」を営めるようにするための施策であるのかについて不明確な答案が多数を占めていた。

本問の解答において、遺族年金がどのような性質のものか明示することなく論述を進めることは、答案の説得力を弱めてしまう。この点、遺族年金制度が生活保護制度と同じ趣旨の施策と直ちには言えないはずであることが認識されていない答案が散見された。

他方で、両者の相違を踏まえつつ、生存権の中核部分の侵害があることを、問題文の事例を用いて説得的に論じているものもあり、そのような答案は評価できた。

- (2) 遺族年金制度に関して、自由権の権利制限の事案をそのまま横滑りさせ、より制限的でない他の選べる手段があるかどうかなどを検討する答案が一定数見られた。生存権に関する事案においては、国において専門的・財政的考慮に基づき、様々な政策を採用する余地があることを踏まえると、そのような検討の仕方の妥当性について言及する必要がある。
- (3) 生存権を具体化する法律が制定された後に、当該法律を改廃して法律上の受給権をなくしたり、縮減したりする場合には、法律を制定して受給権を生み出す場合よりも立法裁量が狭まり、合理的な理由が求められるという、いわゆる「制度後退禁止原則」を根拠に、立法によって具体化された権利は、その権利内容がそのまま直ちに憲法上の権利になるという見解は、判例法理として確立した見解とはいえない。この点についての理解の曖昧な答案が散見された。

3 憲法第14条第1項について

- (1) 「憲法第14条後段列举事由」などとしている答案が目立ったが、条文は正確に記述すべきである。

注：正しくは、「憲法14条1項後段」である。憲法14条は1項から3項までである。

- (2) 「年齢」が憲法第14条第1項後段に挙げられている「社会的身分」に当たるとする答案が目立ったが、年齢自体は「身分」ではあり得ず、「社会的身分」となるかどうか問題になり得るのは、「夫の死亡時に40歳未満である妻」、「妻の死亡時に55歳未満の夫」であろう。

しかし、社会的身分について「人が社会において占める継続的な地位」という広い定義を採用した場合、「社会的身分」による差別が、歴史的になされてきた典型的な不当な差別であって、あるいは、民主主義の理念に反しており、極めて例外的な場合にしか認められない、ということにはならないであろう。

なお、「判例は年齢を社会的身分と認めている」といった記述も見られたが、最高裁判所は、「社会的身分」について広い定義をとりながら、高齢であることは「社会的身分」に当たらないとしている（いわゆる待命処分判決・最大判昭和39年5月27日民集18巻4号676頁）。

- (3) 憲法第14条第1項後段列举事由による差別であるのでその合憲性は厳格に判断すべきであるとか、厳格な違憲審査基準を用いるべきであるとしながら、厳格な合理性の基準あるいは中間的な違憲審査基準を用いている答案がかなりあったが、厳格な違憲審査基準と中間的な違憲審査基準とは別の基準である。

一方、後段列举事由による差別であることを指摘しつつ、広い立法裁量が認められる生存権具体化立法についての差別であることから、中間的な基準を用いるべきであるなどとして、中間的な基準を用いる理由を説明できている答案も相当数あった。

なお、もちろん、学説上は、本来、立法裁量が広く認められる場合であっても、後段列举事由による区別がなされる場合には厳格な違憲審査基準が用いられるべきであるとする立場もあり、そうした立場からすれば上記のような理由付けによって違憲審査基準を引き下げなくてもよい。

- (4) 国籍法違憲判決（最大判平成20年6月4日民集62巻6号1367頁）を引きつつ、差別されている法的地位と差別事由に着目して、新制度案における区別が合理的な区別に当たるかについて慎重に検討すべきとしている答案や、国籍法違憲判決の場合とは事例が異なり、同じ手法は用いられないとする答案は、判例と切り結ぶ努力をしているものであり高く評価できた。

- (5) 参照すべき判例として、日産自動車事件判決（最判昭和56年3月24日民集35巻2号300頁）を援用するものがあったが、この事件は私人間の紛争であり、国による生存権具体化立法の合憲性が問われている本問とは、憲法上の議論が行われる「場」が異なることを意識すべきである。

4 年齢による区別の合憲性について

年齢による区別について、年齢差別の問題として論じる場合には、①憲法第14条第1項後段列挙事由に存在しないこと、②自らの意思に従って変化させることができないこと、③しかしながら、平等に年齢を重ねる点では一定の平等性を内包していることを意識した上で論述を行うことが望ましい。しかし、そのような論述ができていた回答は、少なかった。

5 性別による区別の合憲性について

- (1) 性別は、憲法第14条第1項後段で明示されている指標であるが、歴史的にこれまで女性差別が存在しており、それを打破するために同規定が設けられたという経緯があることをしっかりと意識した上で、なおこの規定を男性差別に用いることができるかを検討する必要がある。

新制度案が、典型的な性差別とは異なり、実質的平等の観点に立つものであることを意識した論述ができていない答案も散見された。

また、関連して、女性に対して意図的に有利な制度が設けられた場合、それがスティグマをもたらすかという議論をすることができるかどうかは議論の余地があり、肯定論に立つ場合はこの点について説得的な論述が求められよう。

注：スティグマ 偏見

- (2) 新遺族年金の受給資格が認められる年齢を夫55歳、妻40歳としていることの目的について、男女の就労状況、収入の実情における大きな格差を踏まえてのものとするだけで、目的が書かれていないものや、配偶者の就労の促進が目的であるとするものなど、適切に記述できていないものが目立った。
- (3) 新遺族年金の受給資格が認められる年齢について夫と妻との間で大きな開きがあることが性別による不合理な差別に当たるのかについては、男女の就労状況、収入の実情の大きな格差を踏まえてのものであることをどのように評価するかが問題となるが、この点を考慮しており、評価できる答案が多かった。

6 遡及適用・経過措置の合憲性について

- (1) これまで遺族年金の受給権が認められてきた者に対して、新遺族年金の受給資格要件を遡及的に適用し、受給資格要件を満たさない場合には受給資格を喪失させることについて、Xの主張に当たり、いわゆる「制度後退禁止原則」につき、その扱いをめぐる判例・学説の現況を適切に把握した上で立論を展開できているものが一定数あり、そのような答案は評価できた。

もつとも、制度後退禁止原則の根拠について明確に述べている答案はそれほど多くなかった。

また、設問2で制度後退禁止原則はとり得ないとしながら、その理由を説得力ある形で説明できている答案もそれほど多くなかった。

- (2) これまで遺族年金の受給権が認められてきた者に対して、新遺族年金の受給資格要件を遡及的に適用し、受給資格要件を満たさない場合には受給資格を喪失させることについて、厚生労働大臣は「被保護者の……期待的利益についても可及的に配慮するため、その廃止の具体的な方法等について、激変緩和措置の要否などを含め、……専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権を有しているものというべきである」としている老齡加算廃止判決（最判平成24年2月28日民集66巻3号1240頁）を参考にして論じている答案も少数ながらあり、判例をいかしながら問題に対応しようとするものとして評価できた。

なお、厚生労働大臣による生活保護基準の設定についての老齡加算廃止判決の考え方が、なぜ法律の制定についても妥当するのかについては検討が必要であり、この点まで意識した論述ができている答案は少なかった。

7 形式面について

- (1) 極めて小さな字で書かれたものや、あまりにも字が汚いものなど、判読不能な答案が一定数あった。採点者が判読できない部分は記述がなかったものとして採点せざるを得ず、その結果、採点上不利となることに改めて注意されたい。
- (2) 一般的に通用していない略語の使用は慎むべきである。
- (3) 問題文と関係性が乏しいと思われる記述をした答案が見受けられ、そのような答案は、あらかじめ学習していた別の問題への解答を、本問との違いを意識しないまま記載したのではないかとの疑念を抱かせた。

令和5年度 司法試験 出題趣旨

社会福祉法人が法令違反等の不適正な運営を行った場合、都道府県知事等の所轄庁は、当該不適正な運営を是正するために社会福祉法（以下「法」という。）第56条に基づく各種の監督措置を執ることになる。本問は、所轄庁であるB県知事が社会福祉法人A（以下「A」という。）に対して行った監査でAの理事Dに対する法第27条に違反する貸付け（以下「本件貸付け」という。）が発覚したことを受けて、B県知事が、法第56条に基づき、Aに対して行った改善報告から解散命令に至るまでの一連の監督措置の中で、B県とA等との間で生じる法的問題について問うものである。

本問では、Aの理事長であるCが一連の監督措置を争うために相談した弁護士Eと弁護士Fによる【法律事務所の会議録】及び【資料1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抜粋）】と【資料2 B県社会福祉法人指導監査実施要綱（抜粋）】を読んで、法の規定する要件や効果とその運用を踏まえて、Aに対する理事長Cの役員解職勧告（以下「本件解職勧告」という。）の取消訴訟、A及びDが原告となって提起することが想定されるAに対する解散命令（以下「本件解散命令」という。）の取消訴訟並びにAによる本件解散命令の執行停止の申立てに関する各法的問題について、弁護士Fの立場からの検討過程を論理的に示すことが求められる。

まず、【設問1】(1)では、法第56条第7項に基づき行われた本件解職勧告が行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）第3条第2項の取消訴訟の対象となる処分に該当するか否かを、想定される反対の見解の論拠も踏まえて検討することが求められる。

その際には、医療法上の勧告について処分性を認めた最判平成17年7月15日民集59巻6号1661頁（以下「平成17年判決」という。）が、通常は行政指導として位置付けられる「勧告」について処分性を肯定するに至った論拠等を押さえながら、本件解職勧告と当該勧告の拒否に際して執られる措置との連動関係及び当該措置が相手方に及ぼす影響等の観点から、本件と平成17年判決とを比較検討することが求められる。

また、法が本件解職勧告について予定している弁明手続と、行政手続法上の意見聴取に関する手続の相違等にも着目し、本件解職勧告が処分に当たるかどうかを検討することが求められる。

【設問 1】(2)は、Aの理事Dが本件解散命令の取消訴訟を提起することを想定し、Dの原告適格の有無を問うものである。

本問では、本件解散命令の相手方以外の第三者であるDの原告適格の有無を、形式的には処分
の相手方以外の第三者を処分の相手方に準ずる者として不服申立適格又は原告適格を認めた最
判平成18年1月19日民集60巻1号65頁や最判平成25年7月12日集民244号43
頁を手掛かりにして、所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
は、以後、社会福祉法人の評議員及び役員に就任することができない旨を定める法第40条第
1項第5号及び法第44条第1項の規定を摘示するなどして、行訴法第9条第2項による検討
を経ることなく、本件解散命令の法効果からDについて当該処分^のの取消しにより回復すべき
「法律上の利益」（行訴法第9条第1項）が肯定されるか否かを検討することが求められる。

次に、【設問 2】(1)では、Aが本件解散命令の取消訴訟を適法に提起したことを前提に、A
が行った執行停止の申立てに関する要件のうち、行訴法第25条第2項の「重大な損害」につ
いて、Aはどのような主張を行うべきかを、想定されるB県の反論も踏まえて、検討することが
求められる。

「重大な損害」の有無の判断に関しては、行訴法第25条第3項で考慮事項が定められてい
るところ、同項の考慮事項を踏まえて執行停止を認容した最決平成19年12月18日集民2
26号603頁（以下「平成19年決定」という。）を参考にして、その「重大な損害」の有無
を、本件と平成19年決定との違いを意識しながら、本件解散命令によりAが被る損害や、A
が提供する福祉サービスの利用者等に不利益が生じるという本件解散命令の性質、あるいは本件
解散命令により保護される利益等を同項の定める考慮要素に当てはめて、本問における事実関
係に即して検討することが求められる。

【設問 2】(2)は、同じくAが本件解散命令の取消訴訟を適法に提起したことを前提に、Aが
提起した本件解散命令の取消訴訟において、Aはどのような本案に関する主張をすべきか、想
定されるB県の反論を踏まえた検討を求めるものである。

本問は、B県知事が本件解散命令を監督措置として選択したことに関する違法性の有無を問う
ものであり、特に、法第56条第8項の規定を踏まえてB県知事に裁量が認められるかどうか
や、B県知事に裁量が認められる場合にはその裁量権の範囲を逸脱し又は裁量権を濫用したも
のとならないかの検討を求めるものである。

そして、その検討に当たっては、法第24条、第61条第1項第2号等が社会福祉法人の自
主性・自律性の尊重を定めていることや、法が監督措置のうち最も過酷な措置である解散命令
については、「他の方法により監督の目的を達することができないとき」と比例原則の要請を
あえて明文化した要件を定めていることなど、法の趣旨を踏まえつつ、本問における事実関係
や【法律事務所の会議録】で示された監督措置の実績等に照らした検討が求められる。

令和5年度 司法試験 採点実感

1 出題の趣旨

別途公表している「出題の趣旨」を参照いただきたい。

2 採点方針

採点に当たり**重視**している点は、例年と同じく、①分析力（問題文及び会議録中の指示に従って基本的な事実関係や関係法令の趣旨・構造を正確に分析・検討し、問いに対して的確に答えることができるか）、②基本的な理解及び応用力（基本的な判例や概念等の正確な理解に基づいて、相応に言及することができる応用力を有しているか）、③論理的な思考・表現力（事案を解決するに当たっての論理的な思考過程を、端的に分かりやすく整理・構成し、本件の具体的な事情を踏まえた多面的で説得力のある法律論を展開することができるか）である。

知識量には**重点**を**置いていない**。

3 答案に求められる水準

(1) 設問 1 (1)

- ・ 行政事件訴訟法 (以下「行訴法」という。) 第 3 条第 2 項に規定する「処分」の該当性について、判例の一般的な判断基準あるいは権力性等の各要素を指摘した上で、勧告の法的性質 (行政手続法 (以下「行手法」という。) 第 2 条第 6 号) 及び病院開設中止の勧告に関する最判平成 17 年 7 月 15 日民集 59 卷 6 号 1661 頁 (以下「平成 17 年判決」という。) に触れながら、不利益な後続処分 (本件解散命令) との相当程度確実な連動、後続処分の不利益性の深刻度を踏まえて考察し、本件解職勧告に処分性が認められるかについて一定の結論を導いているものは、一応の水準に達しているものと判断した。
- ・ これに加えて、役員の解職勧告について弁明の機会を付与しなければならないとされていること (社会福祉法 (以下、単に「法」ということがある。) 第 56 条第 9 項)、実効性を確保するための罰則が定められていないことに触れながら、論理的に本件解職勧告の処分性を検討しているものは、良好な答案と判断した。
- ・ 以上に加えて、平成 17 年判決の内容を正確に指摘し、同判決の特徴として、勧告段階で処分性を肯定することによる救済の実効性、救済のタイミング等の視点を指摘するものや、処分性を否定する立場から、その論拠として、社会福祉法第 24 条第 1 項、第 61 条第 1 項第 2 号により社会福祉法人の運営・事業の経営に関しては自主性が尊重されるべき旨を挙げものなどは、優秀な答案と判断した。

(2) 設問 1 (2)

- ・ 行訴法第9条第1項を踏まえ、取消訴訟の原告適格に係る判例の一般的な判断基準を示し、第二次納税義務者に不服申立適格を認めた最判平成18年1月19日民集60巻1号65頁(以下「平成18年判決」という。)や、滞納者の財産が差し押さえられた場合の当該財産の共有者に原告適格を認めた最判平成25年7月12日集民244号43頁(以下「平成25年判決」という。)に言及した上で、社会福祉法人に対する解散命令の法効果を検討し、本件解散命令がDの権利等に与える法効果を検討して、Dに原告適格が認められるかについて一定の結論を導いているものは、一応の水準に達しているものと判断した。
- ・ これに加えて、社会福祉法人に対する解散命令の法効果を検討するに当たり、根拠となる条文を正確に指摘して、解散当時の役員に与える法効果について具体的に言及し、また、本件解散命令により侵害されるDの権利等の具体的内容・性質について言及して、Dに原告適格が認められることを論じているものは、良好な答案と判断した。
- ・ 以上に加えて、平成18年判決又は平成25年判決のいずれかについて、その事案、判断等の内容を適切に記述するもののほか、反対説の内容やこれを採用することができない論拠を適切に論じているものは、優秀な答案と判断した。

(3) 設問 2(1)

- ・ 弁護士に対する業務停止3か月の懲戒処分により生じる損害について、行訴法第25条第2項所定の「重大な損害」に当たることを認めた最決平成19年12月18日集民226号603頁（以下「平成19年決定」という。）に触れた上で、同条第3項を踏まえて、本件解散命令によりAが被る損害が「重大な損害」に当たることについて、B県の反論を排斥しながら相応の検討をしているものは、一応の水準に達しているものと判断した。
- ・ これに加えて、本件解散命令によりAが被る損害が「重大な損害」に当たることの検討において、Aの法人格が消滅するため事業継続が困難となることのほか、福祉サービスの利用者、従業員等が不利益を被ることでAに重大な損害が生じることを明確に指摘するものなどは、良好な答案と判断した。
- ・ 以上に加えて、本件解散命令によりAが被る損害が「重大な損害」に当たることの検討において、各事情が行訴法第25条第3項に規定されている事項のうち、いずれの事項の問題であるか等につき、条文の文言を具体的に摘示して的確な検討をしているものなどは、優秀な答案と判断した。

(4) 設問 2(2)

- ・ 社会福祉法人に対する解散命令について、根拠となる条文の文言、専門性等を挙げて所轄庁の行政裁量の存否を検討し、これが違法となる場合の判断枠組みを示した上で、想定されるB県の反論を念頭に、㉞CがAの運営改善に向けて努力するなどしており、改善が期待できないとするB県知事の判断が誤りであること、㉟本件不正はDの行為に起因しているにもかかわらず、本件解職勧告をAが拒否した事実を重視するのは誤りであることなどを述べて相応の検討をし、さらに、過去の例に照らし、本件解散命令が比例原則等に反するかを検討しているものなどは、一応の水準に達しているものと判断した。
- ・ これに加えて、上記㉞及び㉟の検討において、前提として示した判断枠組みに具体的に当てはめ、いかなる点で裁量権の逸脱・濫用となるのかを明確に論じるものなどは、良好な答案と判断した。
- ・ 以上に加えて、上記㉞及び㉟のほかに、例えば、法第24条、第61条第1項第2号によると、どのような監督措置を講じるかを判断するに当たっては、対象となる社会福祉法人の自主性・自立性を尊重する必要がある旨など、法の条文構造、趣旨、理念を踏まえて、Aの主張すべき違法事由を説得的に論じているものなどは、優秀な答案と判断した。

4 採点実感

以下は、**考査委員**から寄せられた**主要な意見**を**まとめ**たものである。

(1) 全体的印象

(悪筆・誤字等)

- 本年も、書き殴った文字、小さすぎる文字等により判読不能な答案が依然として散見された。やむを得ない面があることは理解するが、採点者が努力しても判読することができなければ、当該記載部分を評価することができない。読み手に配慮することは、法律実務家に必要な素養の一つであることを意識してほしい。
- 「第○項」を「第○号」とするもの、「紛争」とするものなど、基本的な理解・知識に疑義を生じさせかねない誤記が見受けられた。

(具体的な条項数や文言の明示)

- 「処分」(行訴法第3条第2項)、「行政指導」(行手法第2条第6号)、「法律上の利益を有する者」(行訴法第9条第1項)及び「重大な損害」(行訴法第25条第2項、第3項)について、具体的な条項数(「○法○条○項」等)を明示することができていない答案が、少なからず存在した。
- どの条文のどの文言の解釈ないし議論をしているのか(例えば、当該事情が行訴法第25条第3項のどの要素に当たり得るのか)を示すことができていない答案は、少なかった。

(問いに対する的確な対応)

- 問題文に示されている設定や素材を十分に拾うことができおらず、問題文をよく読んでいないのではないかと思われる答案が散見された。例えば、社会福祉法(抜粋)で示されている重要な条文に全く触れていないもの、会議録に登場する最高裁判例に言及しない、又は極めて浅い記述しかせず、論述にいかし切れていないもの、想定される反対の見解やB県の反論が記載されていないもの、設問1(2)で行訴法第9条第2項による検討を詳細に行っているものなどが挙げられる。

問題文はヒントの宝庫でもあるのでしっかり読むべきであるといった、受験対策的な事柄にとどまらず、相手の話をよく聴くことが仕事の出発点である法律実務家の基本的素養にも関わる問題であるように思う。

- 問題文の問い方に注意すべきである。「……であるか否か……検討しなさい」という問い方と、「Aは……どのような主張をすべきか、……検討しなさい」という問い方で、求められる答え方が変わることは理解できるはずである。例えば、設問2(1)において、「重大な損害は認められない」と答えるものは、大いに問題であろう。

注：設問2(1)は「本件申立てにおいて、Aは、行訴法第25条第2項の「重大な損害」について、どのような主張をすべきか、想定されるB県の反論を踏まえて、検討しなさい。」との設問形式となっている。

(判例の論述)

- 参照してほしいと思われる判例が設問において摘示されているにもかかわらず、それらを用いずに規範定立を試みる答案、(時にその射程を意識して)判例との関連性を説得的に記述することが求められるはずであるにもかかわらず、これらの作業を全く行わずに(又は、関連する判例の理解に全く言及せずに)解答を導こうとする答案が目立った。
- 設問1(1)、(2)、設問2(1)においては、それぞれ参考とすべき最高裁判決等が摘示されているところ、その理解が曖昧で、当該判決等の言及に当たっても、不正確・曖昧な理解を示し、また、事案の検討と有機的に結び付けられていない答案が多かった。

最高裁判決については、判示の対象となった法的仕組み、事実関係などを正確に把握しておくべきであり、大雑把ないし不十分な理解のまま一般論と結び付けて理解しておくべきではない。飽くまでも、個別の仕組みに則した判断を示しているものだからである。

また、典型事例であるならば、どの点が典型であることを示しているのか、例外的事例であるならば、どの点にどのような例外的処理をなぜ施したのかなども、併せて理解しておくべきである。これによって与えられた事案を分析する際に、参考にすべき判例との異同を特定し、論じるべき点を適切に把握することが容易になろう。

(2) 設問 1 (1)

(処分性の基準等について)

- 多くの答案は、条文を引用（行訴法第3条第2項）の上、処分性について、最判昭和39年10月29日民集18巻8号1809頁（以下「昭和39年判決」という。）の示した基準を挙げることができていたが、正確性を欠く記述も見られた。
- 処分性の概念については、処分性に係る要素を一つ一つ検討する形で論述する答案も多かったところ、勸告が行政指導（行手法第2条第6号）に当たることを指摘し、法効性が認められるか否かが問題の所在であることを的確に記載している答案は、理解の深さが感じられた。

(権力性について)

- 十分な論証がないまま、「勸告は一方的になされるので、権力性を満たす」とのみ記載して権力性があると言い切る答案が目立った。

(平成17年判決について)

- 次のとおり、平成17年判決の意義を正確に論述することができていた答案は、多くなかった。
 - ・ 後続処分の内容を病院開設の不許可と誤解する答案
 - ・ 同判決が勸告の「法的効果」を認めたものと誤解する答案（昭和39年判決等の一般的な基準と平成17年判決の関係を整理していないことに基づくものと思われる。）

- 平成17年判決を踏まえた本件の考察においては、想定される反対の見解の論拠も踏まえ、法第56条の構造を踏まえた論述が求められたが、これを正確かつ丁寧に分析することができていた答案（役員の解職勸告（同条第7項）に従わなかった場合に、後続の行為として問題になり得るもの（同条第8項）を、同条の構造に則して丁寧に検討するものなど）は多くなかった。

また、役員の解職勸告と社会福祉法人に対する解散命令の連動を想起させる運用の有無について言及する答案は、ほとんど見られなかった。

さらに、平成17年判決を踏まえると、後続処分である解散命令の不利益性の深刻度を論ずる必要があるのに、Aにとって解散命令がされることによる不利益が重大であることについて指摘する答案は少なかった。

なお、この点に関し、少数ではあるが、法第56条第7項の解職勸告と同条第4項の改善勸告を混同している答案や、本件解職勸告はAを名宛人とするものであるため、Aにとっての処分といえるかどうかを検討する必要があるにもかかわらず、解職対象者のCにとって不利益であることを論ずる答案があった。

- 平成17年判決は、病院開設中止勧告というかなり特殊な事例について判断したものであって、その射程は限定的と考えられる余地があるにもかかわらず、本件解散命令について、権利救済の実効性などを根拠に、安易に処分性を認める答案が散見された。

(弁明の機会の付与)

- 「弁明の機会」が付与されていることが処分性を肯定する理由になるとする答案は多かったが、弁明の機会が付与されていることがなぜ処分性を肯定する理由となるのかについて、丁寧に説明している答案は多くはなかった。

- 次のような誤解を示す答案が少なくなかった。

- ・ 行手法第13条第1項第1号ニを根拠に、同法の聴聞の対象は処分に限られないとする答案
- ・ 同条第1項第1号ニ及び第2号の文言から「弁明の機会の付与は処分を対象とするものではない(行政処分以外の行政活動に付与される)」とする答案
- ・ 法第56条第9項の弁明の機会を与えられるのは「所轄庁の指定した職員」であるとする答案

* 参考条文 行政手続法

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき **聴聞**

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき **弁明の機会の付与**

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

二号 以下掲載略

(3) 設問 1 (2)

(「法律上の利益を有する者」の意義)

- 本問では、行訴法第9条第1項の枠組みでの検討が求められているため、まずは同項にいう「法律上の利益を有する者」の意義を正確に論じてほしいと考えていたが、「準名宛人」であることの意義を直接論じようとする答案が少なくなかった。

(平成18年判決等の理解)

- 平成18年判決や平成25年判決の要点を適切に挙げられている答案は多くなく、これらの判例の意義の正確な理解については不足していると見受けられた。処分の名宛人以外の者であっても、当該処分の法的効果により権利を制限される場合には、名宛人に準じて原告適格が認められるという判断枠組みは知っておいてほしかった。

また、この判断枠組みを知らなかったためか、業務執行理事であるDを社会福祉法人Aと同一視できるかという観点や、DはAと同様の利益を有するかという観点から検討する答案が少なくなかった。

(侵害されるDの権利等)

- 本件解散命令が条文上、処分の相手方にどのような法的効果を及ぼすかといった客観的議論を展開すべきであるにもかかわらず、Dが、Aから、無利子・無担保で本件貸付金の貸付けを受けているといった事案の個別的事情から原告適格の有無を論じる答案が散見された。

- Dの権利を侵害する個別法の法規範となる法第44条第1項で準用される法第40条第1項第5号により、所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員が、以後、社会福祉法人の評議員及び役員に就任することができないことは、【資料1社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抜粋）】を丁寧に読むことで、気付くことができたと思われるが、これを指摘することができていない答案や、法の規定を挙げながらも、本件解散命令によって、Dが、社会福祉法人一般の評議員や役員でなく、（本件解散命令により法人格が消滅することとなる）Aの評議員や役員になることができなくなると述べるにとどまる答案が散見された。

また、これに気が付いた答案であっても、侵害されるDの権利又は法律上保護された利益の具体的な内容（職業選択の自由等）に言及し、それゆえにDが「自己の権利を侵害される者」に当たること、すなわち、行訴法第9条第1項の「法律上の利益を有する者」に当たることを論理的に指摘できている答案は極めて少数であった。

答案における記述として、上記の「法律上の利益を有する者」の意義を記載することができていても、論証において、これを定立した規範として活用し（当てはめて）、原告適格の有無についての結論を出すのでなければ、法律上の利益を有する者の意義を論じる意味は、大きく損なわれてしまう。

- 本件解散命令によりDが理事としての業務執行権限を失うとする答案は相当数存在した。
しかし、単にDに業務執行権限があることのみを理由に原告適格を与えるべきである旨論ずるものについては、解散命令によりDの権利又は法律上保護された利益の侵害の有無を十分に検討したとはいえない。

(4) 設問 2 (1)

(「重大な損害」について)

- 行訴法第25条第2項にいう「**重大な損害**」とは、事後的な金銭賠償では回復が困難な損害を指すなどとする答案が多かった。そのような答案は、平成16年の行訴法改正により、それまでの「回復の困難な損害」という文言が「重大な損害」へと改められた趣旨を十分に理解していないと思われる。

(損害の内容)

- 解散命令は、法人格を消滅させて、その経営を不可能とするものであり、利用者や従業員などの点を指摘する前に、まずは解散すること自体が重大な損害をもたらす得ることを明確に指摘せず、Aが失う可能性のある社会的信用や、A以外の法益主体 (Aの福祉サービス利用者やAの従業員) の不利益について重点的に言及する答案が多かった。言い換えると、利用者や従業員等の不利益について、それがAにとって重大な損害に当たるものであると論ずることができている答案は少なかった。

本案となる取消訴訟が主観訴訟である以上、「重大な損害」を基礎付けるものは、専ら執行停止の申立人自身の損害である。本件申立てをするのはAであり、Aの利用者や従業員は第三者に当たるから、単に多数の者に損害が発生することを言うだけでは不十分であり、例えば、「処分内容及び性質」として、法の目的に照らすと、処分は本来社会福祉の増進を目的とすべきものであるにもかかわらず、本件解散命令によってかえってその逆の事象が生じかねないことを指摘するなど、何らかの言及が必要であろう。なお、A以外の損害を重大な損害に含めるべきでないという点に気付いており、この点を、B県の反論として記述していた答案もあった。

また、平成19年決定は、当該弁護士の依頼者に生ずる損害の大きさを考慮したものではなく、その損害を当該弁護士の損害に引き直して考慮したものと評価するのが相当であるところ、これとパラレルに考えれば、本件においても、利用者や従業員の損害の重大性を論ずるのではなく、その損害をAの損害に引き直して論ずることが求められることに気付いてほしかった。

(B 県の反論等)

- 本件解散命令が効力停止された場合に生ずる不利益として、B 県が主張するであろうことは、かなりの答案が指摘できていた。しかし、そうした B 県の主張がどのように評価されるのかという点まで述べていた答案は少なかった。

また、B 県の主張が、行訴法第 2 5 条第 3 項が挙げる考慮要素のいずれに位置付けられるのかという点にも言及してほしかったところである。

- 問題文において、「行訴法第 2 5 条第 2 項の「重大な損害」について、どのような主張をすべきか、想定される B 県の反論を踏まえて、検討しなさい」とあるのに対して「B 県は重大な損害に当たらないと主張する。」といった記載のみをする答案が散見された。これは単に A の主張を否認しているだけであって、反論にはなっていないといわざるを得ない。ここで出題者が求めているのは、なぜ重大な損害に当たらないか、その理由である。そしてその理由としても、A にとって有利な事実関係、又は B にとって有利な事実関係を単に設問から移記して列挙するにとどまる答案が極めて多かった。

これに対して、例えば、利用者、従業員等の不利益・損害や、B 県主張の解散命令により保護される利益について、行訴法第 2 5 条第 3 項にいう「処分内容及び性質」で考慮することを明示する答案など、それらの事実が、答案における規範としての行訴法第 2 5 条第 3 項の「損害の回復の困難の程度」に該当するのか、それとも「損害の性質及び程度」又は「処分内容及び性質」のいずれの要件に当たるのかを、それぞれの事実について当てはめた上で結論を出している答案は、多くなかった。

(5) 設問 2 (2)

(裁量について)

- 少数ではあるものの、法第56条第8項が「……解散を命ずることができる。」と規定していることを根拠に、解散命令については要件裁量が認められると述べる答案があった。要件裁量と効果裁量を正しく理解し、答案においては両者を区分して指摘することが望まれる。
- 効果裁量が認められると述べる答案の中に、その根拠として、「……解散を命ずることができる。」と定められていることを挙げるにすぎないものが少なくなかった。行政処分について裁量が認められるという場合、法令の規定の仕方は確かに一つの根拠になるが、それだけでは十分でなく、当該行政処分の性質についても検討することが必要である。

(裁量権の逸脱・濫用の判断について)

- 会議録の中で、弁護士Fは、C自身がAの運営改善に向けて努力していることやB県知事が本件解職勧告の拒否を重視していることなどを指摘しているが、それらの事実を区別することなくまとめて書いた上で、一定の法的評価を行っている答案が見られた。そのような書き方では、事実関係のどの点に着目し、その点を法的にどのように評価しているのかが明らかにならない。
- 本件不正が業務執行理事Dの行為に基因しているにもかかわらず、本件解職勧告をAが拒否した事実を本件解散命令の判断に際して重視したことが「他事考慮」に該当すると評価する答案が散見された。本件解散命令を発するに当たって、解職勧告の拒否を考慮できることに問題がないことは明らかであり、そうであれば、上記の拒否の事実を「他事考慮」と評価することに違和感を覚えてもらいたい。

(実績資料に記載の事案について)

- 会議録の中で、弁護士Fは、実績資料に記載された事案を紹介しているが、答案の中には弁護士Fの発言を書き写して、それらの事案は本件とは異なると述べるにすぎないものがあった。実績資料に記載された事案と本件が異なると言う場合、具体的にいかなる点に違いがあるのかを述べ、監督目的に比してAの不利益が大きすぎるといえるかなどを指摘してほしい。

5 今後の法科大学院教育に求めるもの

- これまでも繰り返し指摘されていることであるが、行政法の基本的な概念・仕組みと重要な最高裁判例の内容・射程を確実に理解した上で、それらの知識を前提にして、事例問題の演習を行うことが求められる。これを通じて、単に判例の知識を得るにとどまらず、重要な判例が示した法理や規範を具体的な事例の中で使いこなせるようにすることが肝要である。一見遠回りのようでも、重要判例の事案を丁寧に読み込み、個別の根拠法令に当たって、その仕組みや法解釈を学び、演習を通じて、その理解を答案に表現することができるようになることが重要であると思われる。

[調整余白]

【2024年合格目標 矢島担当の主な講座の一覧 ①～⑧】

～ここでは講師紹介の一環として私矢島が担当している主な講座を紹介しています～

*最新の法改正や判例に対応

ここに掲載した講座は2024年合格目標のもので、2024年度の司法試験や予備試験で出題される改正法や判例に対応済みです。ここに掲載した講座は、毎年、テキストを改訂しており、法改正に関わらない箇所も理解しやすいように改良しています。

*合格に必要な能力を身に付けるための4つの講座（概要）

どの講座を受講すれば良いかを迷っている方は、次の4つの講座を受講すれば合格に必要な知識や法的思考能力を修得できます。①と②が核となる講座です。③と④は短時間で実施する試験直前期の直前対策講座です。全て通学クラス・通信クラスが選べます。

① 矢島の速修インプット講座（2023年7月25日～11月25日に新規収録）

論文試験と短答試験に共通する重要知識を本質的に理解して修得するための講座です。直近の試験も含めた最近の試験傾向に対応できるように、毎年、講義の内容を工夫しています。基本知識というのは、ただ知っているというのでは本試験に太刀打ちできません。直近の試験の質を踏まえて、本試験に対応できる質の理解をしていきます。

② 矢島の論文完成講座（2023年12月5日～翌年3月26日に新規収録）

試験考査委員が受験生に求める答案の書き方を徹底的に理解して修得するための講座です。この講座では、これから答案の書き方を学ぶ受験生だけでなく、答案の書き方をある程度知っている受験生が本試験で初見の問題に対応できるだけの法的思考能力を修得できます。

③ 矢島のスピードチェック講座（2024年3月30日～4月20日に新規収録）

直前対策用の講座です。前年度の出題傾向を踏まえて、直前期にここだけはおさえたいという重要度の高い基本知識を短時間で復習して、試験当日までに重要知識を記憶に残せるようにします。

④ 矢島の最新過去問&ヤマ当て講座（2024年4月25日～6月6日に新規収録）

直前対策用の講座です。直近の司法試験の論文過去問を題材にして、現在の試験考査委員が受験生に求める法的思考能力の質を理解します。また、ヤマ当てという形で、論文試験の題材になりそうな論点を深く考察できる講義をします。

・以下は各講座の詳細

なお、より詳細な情報は、LECのウェブページかパンフレットをご覧ください。

① 矢島の速修インプット講座（司法試験・予備試験の対策）

[必修7科目合計188時間・1回の講義は4時間・全47回] 注：前年度は144時間
本講座は、必修7科目（憲法、民法、刑法、商法の分野のうち会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法）について、**合格に必要な基本知識や重要判例を体系的に確実に修得して、どのような問題にも対応できるだけの正確な理解に基づく真の学力**を身につけるための講座です。講義の際は、試験対策上、**理解しておけば足りるところと、理解した上で記憶までしておかなければならないところを明確に指摘**するので、講義を受講し終えたときに、**何をどの程度まで復習すべきかが明確に把握**できます。これからインプット学習を始める受験生はもちろん、これまでどこかでインプット学習をした経験があるけれどインプットに不安を抱えている受験生でも、この講座の**講義を聴いて復習すれば確実に前に進む**ことができます。

★コメント★ ～テキストと講義について

論文試験と短答試験の情報を一元化して受験対策を効率よく行えるようにするために、本講座で使用するテキストには、**論文試験の合格に必要な情報**に加えて、論文試験と比べて若干細かい知識が問われることがある**短答試験**においても**合格点を十分超える点数を獲得できる程度の情報**を掲載しています。テキストの分量が多いと安心感があって喜ぶ受験生がいるのに対して、分量が多いと学習しきれないということで嫌がる受験生もいるかもしれません。受験生の中にもいろいろな方がいることを考慮して、テキストに掲載した情報については、情報ごとに重要度を表す記号を付しています。**講義中**は、テキストに掲載した情報のうち論文試験と短答試験に共通する**重要度が高い情報に絞り込んで、将来の試験に対応**できるだけの**深い解説**をしています。テキストの分量が多くて心配だという受験生でも、**最低限、講義中に解説した箇所だけをしっかりと復習**することで、**最近の試験の傾向を踏まえた合格に必要な学力を習得**することができるので、テキストの分量が多いということは心配する必要はありません。

★コメント★ ～通学クラスのWebフォロー制度（欠席フォロー制度）

通学クラスに参加したいけれど、仕事や家庭の事情で毎回時間どおりに参加するのが難しいという方は、**通学クラスに申し込み**をしておいて、**参加できる回だけ教室**で講義を聴くことをお勧めしています。**遅刻、早退**しても何の問題はありません。**矢島の速修インプット講座の通学クラス**の受講生に対しては、**講義実施の翌々日から Web で配信**するので、教室で聴けなかった講義をいつでも聴くことができます。

② 矢島の論文完成講座（司法試験・予備試験の対策）

[必修7科目合計120時間・1回の講義は4時間・全30回]
インプットした基本知識を、論文試験の事例処理を通じて**答案の形**にするのに必要な**法的思考能力**を修得するための講座です。**矢島作成の解答例**を使用します。講義では、**試験考査委員**に高い評価を得られる**答案の作成方法**を徹底的に指導します。取り扱う問題は、**司法試験の過去問がメイン**となりますが、**法的思考能力を磨くのに有益な予備試験の過去問**や、必要に応じて**オリジナル問題**を取り扱うことがあります。

★コメント★

解答例を丸暗記する学習をしても、試験本番で初めて見る問題に対応できません。講義中は、初見の問題にも対応できるだけの事案分析能力、法律構成能力、結論の妥当性を意識した事案検討能力(妥当な当てはめの能力)を習得できるだけの解説をしています。今度の論文試験で何としてでも合格点を獲得したいという本気の受験生にぴったりの講座です。

★コメント★ ～通学クラスのWebフォロー制度（欠席フォロー制度）

前掲の矢島の速修インプット講座と同様、**矢島の論文完成講座の通学クラス**の受講生はWebフォロー制度（**欠席フォロー制度**）を利用することができます。

なお、この制度による講義の配信は、パンフレット記載の通信クラスの配信開始日までなのですが、その日以降は、通学クラスの受講生でも、通信クラスの受講生と同じように、引き続き、Web上で講義を視聴することができます。講義中に講義を自分で録音する必要はありません。

③ 【直前対策講座】**矢島のスピードチェック講座**（司法試験・予備試験の対策）

〔必修7科目合計72時間・1回の講義の時間は科目ごとに異なる〕

〔民法16h、刑法16h、憲法・会社法・民訴法・刑訴法・行政法は各8h〕

注：前年度は51時間

合格に必要な重要論点や重要判例を試験直前期に短時間で効率よく復習するための直前対策講座です。試験直前期になってインプットが間に合わないのではないかと心配している受験生でも、自信をもって試験に臨めるようになります。また、矢島の速修インプット講座で取り扱った事項のうち特に重要度が高いものを中心に効率よく復習して理解と記憶を深めることができるので、合格に必須の最重要事項について、**試験直前期の最終チェック**をするのに最適の講座です。

★コメント★

試験本番まで比較的余裕がある時期に**矢島の速修インプット講座**で各科目の重要事項の深い理解をしておいて、試験直前期の**矢島のスピードチェック講座**で重要事項を短時間で記憶喚起したり、以前よりも理解を深めたりして、試験本番に臨むというのが**理想的な学習計画**となります。短時間で重要事項を総復習して合格に近づくのに有益な講座です。

④ 【直前対策講座】**矢島の最新過去問&ヤマ当て講座**

〔必修7科目×4時間＝合計28時間・全7回〕

司法試験の最新の論文過去問の分析と直近の論文試験のヤマ当てをするための講座です。最新の論文過去問は、最近の試験考査委員が受験生に対してどのような答案を求めているかを理解するのに役立つ最良の道具となります。最新の過去問と**矢島作成の解答例**を用いて、本番の試験で求められている法的思考能力の「質」をしっかりと理解して、本試験で高評価を得られる答案がどのようなものをイメージできるように、しっかりと講義していきます。各科目の講義の後半では、今回実施予定の司法試験の論文試験で出題されそうな論点や重要判例等のヤマ当て講義を実施します。

本講座は司法試験を題材としていますが、試験考査委員が求める答案がどのようなものかを理解して、司法試験で出題される論点の題材にして**法的思考能力を磨く**ことは、予備試験の受験にも役立つため、予備試験の受験生にもお勧めの講座です。また、ヤマ当て講座の講義の質が高いので、ヤマに関係なく学力向上に役立ちます。

ヤマ当てに関して、司法試験と予備試験で近年出題されていない重要論点は近いうちに司法試験か予備試験あるいはその両方で出題される期待が高まり、直近の予備試験で出題され論点は、その重要度にもよりますが、基本的には司法試験でも予備試験でも出題されにくくなります。司法試験のヤマ当てには、司法試験はもちろん予備試験の出題傾向を分析することも含まれるため、本講座は予備試験の受験生にも役立ちます。

⑤ 短答試験対策のための講座「**矢島の短答対策シリーズ**」の一覧

[以下の全科目を新規収録して2024年1月29日に配信開始] [通信クラスのみ]

- ・商法総則・商行為・手形法 [6時間] (予備試験の対策・**論文に必要な知識も修得**)
- ・民事訴訟法 [5時間] (予備試験の対策)
- ・刑事訴訟法 [5時間] (予備試験の対策)

注：矢島の短答対策シリーズとして以前まで実施していた「憲法統治」、「家族法」、「会社法」、「行政法」については、テキストの情報を整理して「**矢島の速修インプット講座**」のテキストに掲載しました。

⑥ 司法試験・予備試験の**選択科目**の対策 ～**労働法**のインプット&論文対策

(1) **矢島の労働法** [選択科目総整理講座] [4時間×8回=合計32時間]

(毎年新規収録して2023年7月24日に配信開始) [通信クラスのみ]

本講座は、**まず**、矢島の体系整理テキスト労働法(毎年改訂)を使用して、合格に必要な基本知識や重要判例をインプットするための講義を1コマ4時間で5コマ実施します。**次に**、司法試験の**論文過去問と矢島作成の解答例**を題材に労働法の合格答案の書き方を修得するための講座を1コマ4時間で3コマ実施します。

この講座は、イメージでいうと、矢島の速修インプット講座と矢島の論文完成講座がセットになったようなものです。

(2) **【直前対策講座】矢島の直前対策スピードチェック労働法** [合計8時間]

～**今期の試験直前期に特に深い理解しておきたい事項の最終チェック**

(2024年6月13日 13~22時(中間に1時間休憩) 通学は水道橋・通信あり)

(パンフレットに未掲載、詳細はWEBでのみ告知)

労働法の学習は一通りしたもの、試験直前期に不安が残るという受験生が自信をもって試験本番に臨めるように、労働法の事例処理の核となる重要論点に的を絞って総復習をします。「**矢島の労働法**」の受講生にとっても**試験直前期に特に意識を集中すべき事項に的を絞って確実に復習**できるため、安心して試験に臨めます。

⑦ 【直前対策講座】矢島の法律実務基礎科目〔民事・刑事〕〔24時間〕

(予備試験の対策) (新規収録して2024年8月上旬に配信開始) [通信クラスのみ]
[4時間×6回=合計24時間]

本講座は予備試験の法律実務基礎科目の近年の試験傾向を十分に考慮した上で、合格に必要な基本重要知識のインプットや、論文答案の書き方を修得することを目的とした直前対策用の講座です。本講座を利用することで、短答式試験が終了した後も、短時間で法律実務基礎科目の試験対策をすることができます。なお、講義の内容は司法研修所が採用する見解に準拠しているため、司法修習の事前準備や、司法修習の修了試験の対策としても有益です。講義での主な取扱い事項は次のとおりです。(1)は過去問編として実施し、(2)、(3)、(4)は知識編として実施します。

- (1) 民事・刑事ともに合格に必要な能力を修得するのに最適な論文過去問を題材に将来の試験に役立つように思考方法を矢島作成の解答例で徹底解説
- (2) 民事のインプット講義として、民事事実認定の基本的なルール、要件事実、民事保全法、民事執行法
- (3) 刑事のインプット講義として、刑事事実認定の基本的なルール、刑事実務に関する試験で問われやすい基本知識 (勾留、接見禁止、保釈、準抗告、公判前整理手続、証拠調べ手続の実務基礎、その他)
- (4) 民事・刑事ともに論文試験、口述試験で出題頻度が高い弁護士倫理

★コメント★ 矢島の法律実務基礎科目を効率よく受講するための事前準備

本講座は予備試験の論文試験の【直前対策講座】という位置づけで、論文試験の直前に開講するものですが、本講座を受講するまでに矢島の速修インプット講座、矢島の論文完成講座で民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の基本知識を修得し、さらに余裕があれば、矢島の短答対策シリーズで、民事訴訟法、刑事訴訟法の短答知識を修得しておけば、論文試験の直前期に短期間で法律実務基礎科目において合格点を獲得できるだけの能力を修得することができます。

例えば、法律実務基礎科目の民事の分野で出題される要件事実に関する問題についていえば、矢島の速修インプット講座の「民法」の科目で民法の実体法の基本知識を修得し、「民事訴訟法」の科目で主要事実の客観的証明責任を振り分ける基本的なルールを修得すれば、短期間で要件事実の摘示ができるようになります。

一番よくないと思われるのは、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の基本事項を十分に修得しないまま、法律実務基礎科目の学習を開始することです。法律実務基礎科目において試験本番で初見の問題に対応する真の応用力を修得するには、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の基本事項の学習を事前にしっかりと行っておくことが必須になります。

⑧ 矢島の勉強会（～矢島講師と一緒に答案を手書きする集い）

〔1回8時間×7回（必修7科目各1回）＝合計56時間〕

〔通学クラスのみ・水道橋本校〕

本講座は、主に司法試験の論文過去問の一部を題材にして、一定の時間内に合格可能な実践的な手書き答案を作成するコツを学ぶための講座です。必要に応じて予備試験の論文過去問の一部又はオリジナル問題を併用することがあります。毎回2通の答案を作成します。本講座では、受講生は講師と一緒に教室内で答案を手書きした上で、講師の答案構成用紙や答案用紙を資料の1つとして、答案構成の仕方を含めて、実践的な答案を作成するのに必要な思考方法を学ぶことができます。矢島の論文完成講座などの論文対策用の講座を受講して頭の中で答案の作成方法を分かったという段階から、実際に一定の時間内で合格可能な答案を手書きできる段階にステップアップしたという受講生にお勧めの講座です。

答案作成とは別に、重要論点を含む基本知識のキーワードを穴埋め形式にした講師作成のオリジナル教材を使用して、基本知識を記憶するコツを学ぶことができます。基本知識をインプットするための講座を受講したけれど、記憶すべきことを記憶することができないという方が記憶のコツを学ぶことができます。

本講座では、講義時間中、答案を手書きしている時間を除いて、受講生は自由に質問をすることができます。本講座は収録をせずに教室内だけで実施するものなので、質問したいことがあれば講義中に遠慮なく質問をしてください。

注：講義は、水道橋本校において、2024年5月11日（土）から同年6月22日（土）までの毎週土曜日に実施します。時間帯は12時から20時までの8時間です。

注：2026年度以降のCBT試験が初受験となる方は個人でノートパソコン等を持ち込んで答案作成をしてもかまいません。バッテリーは各自準備してください。

***再受講割引のお知らせ ～合格するまでのペースメーカーとして活用**

前掲の講座は**再受講割引**で申し込むことができます。ほぼ毎年のように法改正が行われ、新たな重要判例が登場する今日において、法律家として仕事をするには、**司法試験に合格した後も法律の学習を継続していく必要があります**。法律の世界で活動していく限り、法律の学習をやりすぎて損をすることはありません。**予備試験や司法試験に合格するまでのペースメーカー**として、また、**司法試験合格後の司法修習の準備や司法修習の修了試験の対策**のために、さらには、**実務家に必要な法知識面での素養を維持・向上**するために再受講割引制度を活用してください。

①②の講座のセット（矢島の速修パック）

①②③④の講座のセット（矢島のスタンダードコース） ←このセットが**標準**です。

①②③④⑤及び⑦の講座のセット（矢島の予備試験パック）

上記の各セットについては、割引の条件に適合すれば、**一般価格から40%割引いた割引価格**で受講することができます。パンフレット又はLECのウェブページを参照するか、LECの受付に直接お問い合わせください。

割引の条件：年度を問わず、過去に「矢島の速修インプット講座」、又は、「矢島の論文完成講座」のどちらか1つを7科目セットで受講していること。前記各講座は、その前身の講座である「重要事項完成講座」の「知識編」又は「論文過去問徹底分析編」でも代替できます。また、単価受講で結果的に7科目受講した場合でも割引を受けられます。

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2024 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LU24934